

政治社会から商業社会への転換

——ロックとスミスの社会論を中心に——

後 藤 伸

要旨

近代における社会認識にはさまざまな潮流をたどることができる。そのなかでも、社会契約にもとづく政治社会論と市場社会を展開する商業社会論がおおきな二つの流れとしてあるといえよう。本稿では、前者の代表者としてロックを、また後者の代表者としてスミスを取りあげ、それぞれの主張内容をまとめるとともに、後者から前者への転位が意味することについて考察を加えた。本稿は、近代社会における組織の位置づけをめぐる一連の考察の導入部分をなすものである。

キーワード：協働体系、組織、社会契約、自然状態、政治社会、交換性向、正義、商業社会

1. 問題の所在

かつてピーター・ドラッカーは、商業社会にあっては一人ひとりの人間を市場に組み込むことによって、かれらに社会的な位置と役割を与え、また一人ひとりの人間は自らの財産権を行使することで社会に参画した、と指摘した。¹しかし、商業社会にとって代わった産業社会となって、大量生産のもと作業の統一化、機械化、単純化、細分化がおこなわれ、そこで働く人間も「標準化された機械」であり「交換自由な歯車」としてみられるようになった。精密機械の一部として働くことは労働者の生きる目的と切り離されたものとなり、かくして産業社会において労働者は生産活動においていかなる位置も

役割ももちえず、社会への組み込みができなくなったという。²すでに別稿で指摘したように、ドラッカーは産業社会における労働者の新たな組み込み方をゼネラル・モーターズ（GM）社で試みるも、志なかばでこれを断念し、「マネジメント」へと関心を転回させた。³

本稿は、ドラッカーとは逆に、商業社会から政治社会（一般には市民社会と呼ばれる）⁴へと遡って、それぞれの社会観がどういったものとして組み立てられているかを検討することを目的とする。このような作業は、個人から構成される「近代社会」において、人びとの自発的・目的意識的な協働体系である組織がどのように位置づけられるかという問題意識にもとづいている。⁵以下、第2節ではジョン・ロックの政治社会論を紹介し、つづいてその批判者であるデ

¹ ドラッカー [1943=1998] : 48-49.

² ドラッカー [1943=1998] : 87-88, 94-95.

³ くわしくは後藤 [2010 a] を参照のこと。

⁴ 市民社会と訳されることがおおいcivil societyという言葉の変遷については、植村 [2010] が参考になる。

⁵ 人びとの協働体系として組織をとらえる見方は、バーナード [1938=1965] によっている。

ヴィッド・ヒュームの社会論を第3節でみていく。第4節ではスミスの商業社会論をかれの名著の一つである『道徳感情論』から探り、第5節ではロックとスミスの社会論の比較を、最近の研究成果を交えながら試みる。最後に、今後に残された課題を提示する。

2. ロックの政治社会論

ジョン・ロックは1690年に刊行した『統治二論』(*The Two Treatises of Government*)の後篇部分で、政治社会ならびに国家の成立を説いている。⁶ その理論的な出発点となるのが「自然状態」であり、自然状態を支配する自然法である。

ロックのいう自然状態とは、すべての人間が、①他人の許可にも他人の意志にもよらずにその所有物と自分の身体とを自立的に処理する権力と権限をもち、かつ②その権力と権限は相互に平等であって従属や服従がない状態のことを指す。⁷ またロックのいう自然法は「神の意志」(§ 135 : 455)であり、その根本は人類の保存、つまり人びとの生命・健康・自由・所有物の保存にあるとされる (§ 6 : 298)。ロックは、「所有物と自分の身体」あるいは「生命・健康・自由・所有物」などを総括的にプロパティ (Property) と呼んでいる。⁸

この自然状態、あるいはそれを支配する自然法のもとで、人と人とは織りなす関係はどのようなものとして考えられているのであろうか。ロックはつぎのように述べる。

すべての人間に共通なこの〔自然〕法によって、彼および他の人類は一つの共同体

(one Community) をなしており、その他の被造物からは区別される一つの社会 (one Society) を作っている (§ 128 : 444. [] 内は訳者補説。以下同じ)。

このいわゆる自然の共同体 (natural Community) は、人類という生物的な類概念から導きだされたものではない。それは、人びとのプロパティの保存を根本とする自然法のもとに人類が括られたときにはじめて成立するものとしてとらえられている。⁹

だが他方で、「自然法とは書かれたものでなく、人間の心のうちにしか見いだされないものである」 (§ 136 : 456)。書かれたものでさえ、その解釈は人により立場により異なりうる。ましてや不文の自然法の理解は各人の恣意的な解釈が入り込む余地があり、解釈が対立的となれば、たがいの平等性ゆえに異なる解釈をする者同士の調和は難しくなる。かくして、自然の共同体ではつぎのことが缺けているとロックは指摘する。すなわち、①確立した公知の法の缺如、②周知の公平な裁判官の缺如、③判決を正当に執行する権力の缺如、の三点である (§ 124-26 : 442-43)。それゆえ、自然状態にとどまるかぎり、人類はどんなに「自由であっても、恐怖と絶えざる危険とに満ちた状態」 (§ 123 : 441) のなかにある。この「自然状態の不都合性を回避し、また矯正する」 (§ 90 : 396) ために、つまりそのプロパティの相互保全のために、人びとは社会を作ることと求め、すすんでこれに加わることを欲する (§ 123 : 441-42)。

ここでロックがいつている「社会 (Society)」とは、さきにみた自然の共同体 (natural Community) と同義ではない。というのも、

⁶ 『統治二論』での以下の引用は、ロック [1690=2010] 「後篇 政治的統合」(岩波文庫) によっている。

⁷ § 4 : 296 (「後篇」の paragraph 番号 : 邦訳ページ数。以下同じ)。

⁸ § 123 : 441. 本稿では、Propertyに関するロック特有の意味表現に配慮して、財産とか所有権と訳さずに、原語のカタカナ表記をもってかえる。なお松下は、ここでいうPropertyの訳語として、人間が個人として生きていく基本権という意味で「固有権」が適切であると提唱する。松下[1987] : 168-69.最近ロックの翻訳をした加藤もこれにしたがって「固有権」と訳出し、フリガナとして「プロパティ」をつけている。ロック [1690=2010] 7-8ページ。松下によれば、固有権は自己保存権であり実質の自然権であるため、政府には譲渡されない。松下[1987]:169-170.

⁹ ロックのいう自然の共同体は、言語や歴史の同一性を前提とした自然共同体ではないことに注意すべきと思われる。

ここでいう「社会」とは、人びとが自然状態から離れて、あらためて他の人との同意によって作るものだからである。すなわち、「人々が、自分の自然の自由を放棄して、政治社会（Civil Society）の拘束の下に身を置く唯一の方法は、他人と合意して、一つの共同体に加入し結合することに求められる」（§ 95：406）。さらに、この同意のなかには、コミュニティの成員となる人びとの「自然の権力（natural power）」の共同体＝政治社会への譲りわたしがふくまれる。すなわち、

政治社会（Political Society）が存在するのは、ただ、その成員のすべてが、〔自然法を自ら執行する〕その自然の権力（natural Power）を放棄して、保護のために政治社会が樹立した法に訴えることを拒まれない限り、それを共同体（Community）の手に委ねる場合だけなのである。……結合して一つの団体をなし、彼らの間の争いを裁定し、犯罪者を処罰する権威を備えた共通の確固とした法と裁判所とに訴えることができる人々は、お互いに政治社会（Civil Society）のうちにある（§ 87：393）。

ここでいう「自然の権力」は、「生命、自由、資産（estate）を他人の侵害や攻撃から守る」権力、および「他人が自然法を犯したときには、これを裁（く）」権力を指している（§ 87：392）。自然状態であって人びとがもつプロパティそのものの譲りわたしではなく、侵害に対する防衛権および侵犯に対する処罰権の放棄である。共同体は、これら「自然の権力」を人びとの同意

のもとに譲り受けることで、さきの自然状態にあっては缺けていたもの、すなわち、確立した公知の法、公知の公平な裁判官、判決を執行する権力を、立法権として確立するのである。¹⁰そして、この立法権がおよぼ範囲を領土として空間的に設定すれば、Commonwealth（国家）の概念が成立する。ロックはつぎのように述べる。

かつては自由であった自らの身体をある政治的共同体（Commonwealth）に結びつける者は、その同じ行為によって、かつては自由であった自分の所有物（his Possessions）をもその共同体に結合させることになり、その結果、身体と所有物との両者とも、その政治的共同体が存続する限り、その統治体と統治権とに服することになる。それゆえ、その政治的共同体の統治（Government）に属し、それに服する土地のいかなる部分をも相続や購入や許可、あるいはその他の方法で享有しようとする者は、誰であつても、それを次の条件つきで受けとらなければならない。すなわち、その土地がその支配権の下にある政治的共同体の統治に、他の臣民と同じ程度に服従するという条件がそれである。¹¹

以上、ロックの政治社会論をみてきた。いま一度その内容の骨格を図示したものを掲げれば、第1図のとおりとなろう。自然の共同体と政治社会との空間的な広がり異なるのは、自然共同体にある個人のすべてがその自然の権力を放棄して特定のある政治的共同体に属するわけではないと考えられるからである。

¹⁰ 「自らの基盤の上に立ち、それ自身の本性にしたがって、つまり共同体の保全のために行動する、設立された政治的共同体（Commonwealth）においては、ただ一つの至高の権力しかありえない。それが立法権力である（る）」。§ 149：473。

¹¹ § 120：435。あるいはつぎのようにも述べている。「統治体は、土地に対してのみ直接的な支配権をもち、またその統治が土地の所有者にまで及ぶのは、（彼が実際にその社会に加入する以前は）彼がそこに住み、それを享有している場合だけであるから、そうした享有によって各人に課せられる統治体への服従の義務は、〔土地の〕享有とともに始まり、享有〔の終わり〕とともに終わるのである。」§ 121：435-36。

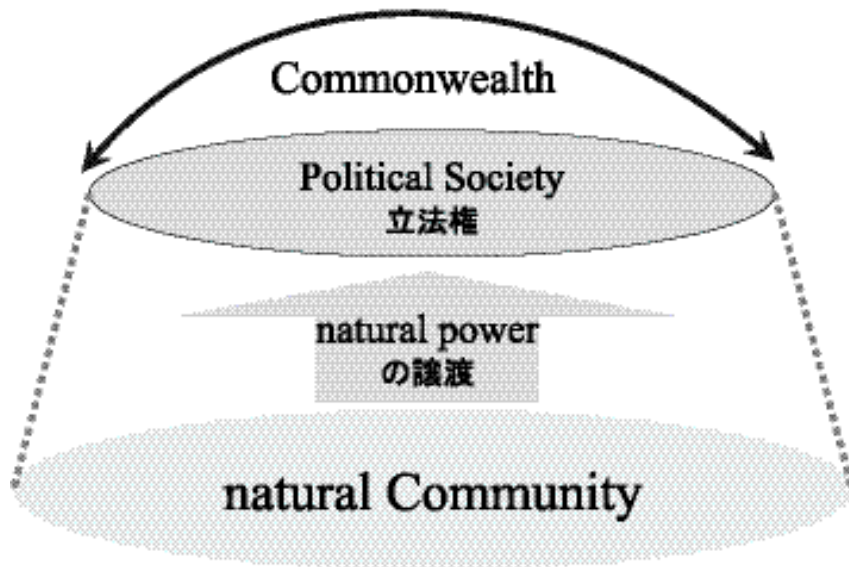


図1 ロックの政治社会論の構図

資料：ロック [1690=2010] にもとづき筆者が作成

3. ロック批判——ヒュームの社会論——

自然状態にあったがいに独立して平等である人びとが、その自然の権力（防衛権と処罰権）を譲渡するかたちで政治社会を結成するというロックの議論は、統治体あるいは国家はかくあるべしという規範論を展開したものと受取るとき、整合的あるいは論理的であると思われる。ここでいう規範論とは統治の正当性の根拠をなすものを指し、ロックにあってそれは人びとの同意（自然権の放棄）によって成立した立法権力（Legislative）が人びとのプロパティを保全するかぎりにおいて統治の正当性をもつことになる。ここからロックのいわゆる有名な革命権、つまり統治の正当性を失った立法権力に対する人民の排斥権が導かれる。すなわち、「立法権力は、特定の目的のために行動する単なる

信託権力にすぎないから、国民（People）¹²の手には、立法権力が与えられた信託に反して行動していると彼らが考える場合には、それを移転させたり変更したりする最高権力が残されている」（§149：473）。あるいは、「人民（People）は、彼らの根源的な自由を回復する権利をもち、（自分たちが適当と思うような）新たな立法部を設立することによって、彼らが社会のうちに身をおく目的である自分自身の安全と保護とに備える権利をもつ」（§222：561.（）内はロック補説）。統治の正当性、統治形態、統治機構の変革をいずれも規範論として展開する論理は説得的である。

しかし、ロックのいう自然状態から政治社会への移行は、はたして歴史的な事実としても説けるのであろうか。¹³ここで注目すべき批判を展開しているのは、イギリスの哲学者ヒューム

¹² 加藤訳では、ここでは政治社会を構成する人間集団という意味においてpeopleに「国民」の訳語を与えている。訳書466ページ、注（5）を参照。いわゆる国民国家（nation-state）でいう国民の意味ではない。なお、主権国家、領土国家、国民の区別については、村上 [1992]（上）：77-78を参照のこと。

¹³ ウォルドロンは、ロックの政治社会論には、社会契約論という規範的モデルの側面とともに、政治人類学的な立場からの歴史的発展への視点（あるいは萌芽）があると指摘している。ウォルドロン [1997] 71-72, 78.

である。

デーヴィッド・ヒュームは、『道徳および政治に関するエッセイ集』1748年版（初版は1741年）に「原始契約について (Of the Original Contract)」を新たに収録して公刊した。¹⁴ この論文は、ロックの『統治二論』、特に後篇で展開された、いわゆる社会契約にもとづく政府正統論への反駁である。

ヒュームは論文の冒頭部分で、原始契約を一旦は肯定する発言をおこなっている。すなわち、「ひとりの人間がもつ自然的な力は、四肢の力と気力とだけであり、これによってひとりの命令に多数の人間を服従させることはできない」、「そのような力をもち得るのは、多数者自身の同意と、平和および秩序から生ずる利益に対する多数者自身の分別とだけ」であるとし、「すべての政府は、最初は、契約の上に基礎づけられ、最古の未開な社会は、主としてこの原理により、形成されたということは否定」できないとする（ヒューム[1748=1982](上):129）。だが、続いてヒュームは、この原始契約による政府の樹立について批判をくわえていく。

さきほど引用した原始契約により形成されたとする「最古の未開な社会」とは、じつは無文字社会についての言及であり、文字獲得以降の時代に「このような契約が記載されている記録をさがすことは無益」（ヒューム[1748=1982](上):129）とされる。つまり、文字に記録されたような「原始契約」はこれまでなかったとして、その存在が否定される。同意の契約にもとづく政府の成立が記録されていないことにくわえ、ヒュームは記録が残る政府の樹立についてはつぎのように述べる。「現存の、あるいは史上に記録のある政府の起源は、ほとんどすべて、権力僭取かそれとも征服か、あるいは、これら両方かにもとづいて」（ヒューム[1748=1982]

(上):133) いる。

ヒュームによる社会契約論批判、あるいは端的にロック批判は、どのような射程をもった批判としてとらえるべきであろうか。ヒュームが社会契約論に内在する虚構性を暴きだしたことは明らかである。自然状態から政治社会への転換に人びとの同意があったとする社会契約論の構図は、ヒュームが指摘するように史実の検証には耐ええない。もともと社会契約論が、すでに政治社会のなかで十分な思慮分別を具えた市民を自然状態という無政府状態のなかに戻し、そこからふたたび政治社会の成立を導きだそうとする論理操作をおこなっていることは明らかである。ヒュームはこのような契約論の操作が史実に裏づけられない、その意味で論理的な虚構物であることを衝くかたちで批判を展開した。かれの論文のタイトルにふくまれる「原始契約 (the Original Contract)」とは、そのような虚構性を象徴させる語句であったといえる。¹⁵ 原始契約に資料的な裏づけがないこと、したがって社会契約論は一種の虚構であるとする主張は、自然状態と政治社会との区別、前者から後者への移行を説く論理構成そのものを廃棄することになる。ヒュームのこの論文がホブズ以来の社会契約論の系譜に止めの一撃を加えたことに間違いはないであろう。

それでは、ヒュームは契約論によらずに政治社会の成立、とりわけ政府の正当性をどのようにして説こうとするのであろうか。「原始契約」が正統性の理論的基礎をなさないわけではないとしながらも、そのような同意が史実関係として見当たらない以上、政府を支える別の根拠を提示する必要がある。

ヒュームはさきの『エッセイ集』に収録された「政治的支配の起源について」という論文のなかで、本源的で自然的な義務として正義を、

¹⁴ ヒューム[1748=1982] 訳者解説、(下):313-14、およびGreen&Grose[1882], vol.1, p.48.

¹⁵ ただし、ヒュームはロックが社会契約に含めていた2重の意味、つまり政体の創設に関する同意と参加する同意のうち、前者のみを問題とし、後者の同意については無自覚であった、とする批判的コメントがある。ロールズ[2007=2011]:309-310.

また人為的な義務として服従をあげている（ヒューム[1748=1982](下):159）。正義は平和と秩序を維持するに必要であり、平和と秩序は社会を維持するに必要とされる。しかしながら、現実の人間のあり様、つまり「わたくしたちの第一次の本能が導いていくところは、無制限の自由にふけることか、それとも他人を支配しようと望むこと」¹⁶にある。そのため、人びとはその人間の本性からして正義の義務に必ずしも忠実ではない。このために正義の執行者を任命し、かれらに従う処置を講じなければならない。かくして、「『服従』が、『正義』の義務を支えるために案出されなければならない」（ヒューム[1748=1982](下):158）。しかも経験の示すところによれば、社会秩序は正義の義務よりは政治的支配によって、また為政者に対する服従の義務は人間的自然の諸原理によってよりよく守られているという（ヒューム[1748=1982](下):159）。

それでは、なぜ為政者に対する服従の義務はよりよく守られるのであろうか。ヒュームはいう。

強者や無法者が弱者や公正な者を侵害するのを防ぐための法律・主権者・裁判官がなければ、人間が社会において、少なくとも文明社会（civilized society）において生活することはできなくなるだろう……[それゆえ]政府に対する服従義務の理由をもしも問われるならば、……そうしなけれ

ば、社会が存続できないからだ。¹⁷

ヒュームによれば、政府に対する服従の義務は、「そうしなければ、社会が存続できない」という「社会の一般的利益ないし必要（the general interests or necessities of society）」にもとづいている。人間とは「強烈な欲情」をもっており、これを抑制するものは、「社会の一般的利益ないし必要」に関する反省（reflection）だけなのであるという。¹⁸ そもそもヒュームにとって、「約束尊重の義務」（＝誠実）も「服従義務」（＝忠誠）も「社会の一般的利益ないし必要」に理由づけられているのであり、忠誠を誠実によって基礎づけたり、逆に政府への服従をその同意によるものと想定する必要はないと考えられている（ヒューム[1748=1982](上):146）。

このようにヒュームにあつては、ロックのような社会の2元的構成、すなわち「自然共同体」対「政治的社会」、神の摂理としての「自然法」対政府の立法としての「実定法」という2元的構成（既出図1を参照）は斥けられる。もちろん、ロックのいうプロパティの保護がヒュームにおいて重要ではないというわけではない。ヒュームにあつても、「正義を守れという義務の根拠は全く、財産の相互不侵害が、人類の間で平和を保つために必要である」¹⁹ ことによる。ただし、正義遵守の義務は、ロックのような自然法によって与えられた個人のプロパティ（固有権）

¹⁶ 「原始契約について」。ヒューム[1748=1982](上):145

¹⁷ 「原始契約について」。ヒューム [1748=1982](上):146. 訳文の一部を変えて引用。以下同じ。また[]内は引用者補、以下同じ。

¹⁸ ヒューム[1748=1982](上):145. カスティリオーネは、ヒュームが人間の利己的な傾向に没入することを抑制しえないことに政府の存在理由を求めたと考える。政府の存在自体が人びとに社会的利益一般を反省させ、それにしたがわせる契機となっているというわけである。カスティリオーネ[1994=1997]:137-38.しかし、政府の存在それ自体は人びとに何が正義であるかについて合意することまでは保証していない。ちなみに、ヒューム自身それをつぎのように認めている。「わたしたちを政府に服従せしめるあの一般的な義務は、社会的な利害と必要である。……[しかしながら] 甲の君主に服従すべきか、それとも、乙の君主に服従すべきか、あるいはまた、甲の政体に服従すべきか、それとも、乙の政体に服従すべきか、という問題の決定は、義務そのものよりも、しばしば、不確定であり、あいまいである。」「原始契約について」。ヒューム[1748=1982](上):152. さらに、政府の存在が反省の契機となるかもしれないが、ここからただちに政府への服従の義務を自動的に導出できるかどうか疑問である。

¹⁹ 「絶対服従について」。ヒューム[1748=1982](上):155.

の保護に向けられるというよりは、社会の「無秩序、混乱、万人の万人に対する戦い」を回避することに、²⁰ つまり一言でいって「社会の一般的利益」を守るうえでの「有用性 (usefulness)」に向けられている。²¹ また繰り返すまでもなく、政府＝立法府の成立は、人びとの「自然の権力」の譲渡契約によってではなく、人びとの「社会の一般的利益」への経験と反省とにもとづくものとされる。

ここでヒュームの政治社会論、あるいは政府の正統性論については、つぎのような疑問が生じる。ヒュームは、「政府に対する服従義務の理由」について、人びと (People) の同意、つまり「契約尊重の義務」に求める見解は、「なぜ約束を守らねばならないのか？とたずねられれば、ひとたまりもな (い)」²²として、社会契約論的構図を批判する。しかし、同じようにヒュームに尋ねることができよう。「社会の一般的利益ないし必要」について「だれがなぜ反省しなければならないのか？」と。この点に関するヒュームの説明は明確性を欠いている。かれはつぎのように述べる。

人間は、生を家族の一員として享け、必要と、生得の傾向と、そして、習慣とから、社会を引き続き維持することを余儀なくされる。さらに長ずると、この人間なる被造物は、正義を現実のものとするため、政治的社会を樹立せざるを得ぬように仕向けられる。正義なくしては、彼らの間の平和も安全も相互交際もあり得ないからである。²³

ヒュームによれば、人間という「被造物」は「余儀なく」社会の維持に駆りだされ、「政治的社会」を樹立するよう「仕向けられる」存在である。このような「譲渡」や「契約」といった能動的あるいは主体的な契機をもたずに社会にくわわる人間が、その「第一次的本能」を抑制しつつ「社会の一般的利益ないし必要」をどのように「反省」するにいたるのであるか。この問題の解明については、ヒュームの友人、スマスの登場が必要であった。

4. スミスの商業社会論

アダム・スミスは、ヒュームと同じく、統治への服従が契約にあるという考え方を斥ける。その理由として二つあげている。一つは、「原契約の学説は、グレート・ブリテン特有のものであるが、それがけっして考えつかれなかったところでも統治が成立している」事実がある。²⁴ もう一つは、原契約がかりに存在したとしても、信託した人びとの子孫やその国に現に留まる人びとが契約に暗黙の同意を与えているとは考えられないことを指摘する。スミスはいう。

人はその国とどまることによって統治に服従する契約に同意するのだということは、人を船中に運びいれて、かれが陸から離れたあとで、あなたはこの船のなかにいることによって、船長に服従することを契約したのだと、かれに告げるのとまったく同じである。²⁵

²⁰ 「政治的社会について」。ヒューム[1748=1982](上):233。

²¹ 「政治的社会について」。ヒューム[1748=1982](上):233-34。

²² 「原始契約について」。ヒューム[1748=1982](上):147

²³ 「政治的支配の起源について」。ヒューム[1748=1982](下):157。

²⁴ スミス[c.1763=2005]:35。

²⁵ スミス[c.1763=2005]:37。船中の比喩は、ヒュームも使っている。すなわち、「外国語や外国の生活様式も知らず、僅かな賃銀でその日暮らしをしている貧乏な百姓や職人が、離国に関する選択の自由をもっているなどとまじめにいえるであろうか。これは、眠っている間に船にのせられ、したがって、船から離脱すればたちまち大洋におちこんでしまわなければならないとしても、船にあることそれ自体が、船長の支配に対する自由な同意の証拠だということと同じである」。「原始契約について」。ヒューム[1748=1982](上):139。

統治の正統性、したがって統治への服従を説くに、契約論的な構図を斥けるのは、ヒュームもスミスも同じである。しかし、両者の間には、明白な違いもある。

すでに引用したようにヒュームは、「文明社会」にあつて「強者や無法者が弱者や公正な者を侵害するのを防ぐ」ためには、人びとの「法律・主権者・裁判官」に表象される「政府」への服従が必要であり、「そうしなければ、社会が存続できない」という「社会の一般的利益ないし必要」性を強調していた。これに対して、スミスは次のように記している。

個々人にたいして犯された諸犯罪の処罰に、もともとわれわれの利害関心をむけるものが、社会の維持への顧慮なのではないということは、多くの明白な考察によって証明されうる。……ひとりの人が侵害されたり破滅させられたりするばあいに、われわれがかれにたいしてなされた悪事について処罰を要求するのは、社会の一般的利害への関心からであるよりも、侵害をうけたまさにその個人への関心からなのである。²⁶

スミスとヒュームとの違いは明白であるとおもわれる。人々は、「社会の一般的利害 (the general interest of society) への関心」か

らではなく、個別具体的な「個人への関心」から、諸犯罪の処罰 (=正義の執行) を要求するのである。これは、人間が本来持っている、他の人びとの情動に対する同感 (sympathy) によるものとされる。²⁷

人間本性の一つとして、同感が他の人びとの情動を汲みとる、あくまでも個体的な能力であるとすれば、それは社会の秩序形成とどのように関わっているのであろうか。スミスはそれを同感にもとづく「一般的諸規則 (general rules)」の形成というかたちで説明する。つまり、他人の情動を汲みとる能力である同感は、他人の行動を観察しつづけるなかで「なにが、なされたり回避されたりするにふさわしく適切であるか」についての見方をくわしとく他人の間で共有させることになる。＜他人＞も同じ見方でみていることをくわしとくが知るとき、くわしとくの見方 (同感にもとづく是非の判断) が正当であることに満足を感じる。²⁸この合意された見方が「一般的規則」であり、それはなにが是 (=徳) でありなにが非 (=悪徳) であるかの経験を個々の実例で積み上げるなかで社会的に形成されるものであるという。²⁹

さらにスミスは、この一般的規則について人びとはどこまでこれを正確に遵守しなければならないのかを問う。「慎慮、慈悲、寛容、感謝、

²⁶ スミス[1759=2003]II.ii.3.10,(上):231-32.波線は引用者補。

²⁷ 本稿はスミスの道徳感情論を正面から取り上げるものではなく、社会形成に絞ってスミスの考え方をたどることが課題である。ここでは、つぎの引用文をもって「同感」に関するスミスの説明を紹介するにとどめたい。「私が、あなたの悲哀またはあなたの義憤に同感するばあい、私の情動が、あなたの問題をはつきりと考えることから、すなわち自分自身をあなたの境遇において、そしてそこで私が同様な事情のもとでどう感じるだろうかを考えることから生じるのだから、たしかに、それは自愛心 (self-love) に基礎をもつと主張されるかもしれない。だが、同感とは、主要当事者との想像上の境遇の交換から生じるといわれるのが、ひじょうに適切だとはいえ、それでもこの想像上の交換は、私自身の身柄と性格のなかで私にとっておこると想定されるのではなく、私が同感する人物のそれのなかで、私にとっておこると想定されるのである。……私はあなたと、事情を交換するだけではなく、身柄と性格を交換するのである。……[同感とは]私自身の固有の身柄と性格における私自身にふりかかったかあるいは関係があるなにかについての想像から生じるのでさえなく、あなたに関係することだけにかかわるものが、どうして利己的な情念 (a selfish passion) とみなされえようか。」スミス[1759=2003]VII.iii.1.4,(下):339-340. スミスの同感論については、堂目[2008]、とくに同書の第1章と第2章が参考になる。

²⁸ スミス[1759=2003]III.4.7,(上):328-29.

²⁹ スミス[1759=2003]III.4.8,(上):330.

友情」といったほとんどの徳についての一般的諸規則は、おおくの例外と調整を容認するため、諸規則への配慮だけで人びとの行動を律することはできないという。³⁰ しかし、一般的規則が最大限の正確さでもって遵守され、行動を規定すべき徳があると指摘し、それは「正義」であるという。³¹ なぜ、正義が重要なのであろうか。スミスはつぎのように述べる。

自然は人類にたいして、報償にあたいするという意識の楽しさによって慈恵 (beneficence) の諸行為をすすめるのだが、自然はそれの実践を、それが無視されたばあいにおける相応的な処罰の恐怖によって、守り強制することが必要だとは考えなかった。それは建物を美しくする装飾であって、建物をささえる土台ではなく、したがってそれは、すすめれば十分であり、けっしておしつける必要はないのである。反対に、正義 (justice) は、大建築の全体を支持する支柱である。もしそれが除去されるならば、人間社会の偉大で巨大な組織は、一瞬に崩壊して諸原子になるにちがいない。・・・だから正義を守ることを強制するために、自然は人間の胸のなかに、その侵犯にもなう、処罰にあたいするという意識、相応的な処罰への恐怖を、人類の結合の偉大な保証として、うえつけておいたのである。³²

「慈恵の諸行為」(慎慮、慈悲、寛容、感謝、友情そして愛情) が相互に提供されるような社会は、「繁榮し、幸福である」という。³³ しかし、スミスは慈恵の諸行為が提供されなかったとしても、自然はこれを処罰することはない。なぜ

なら、それらは「建物を美しくする装飾」に止まるからである。しかしながら、「正義」は「大建築の全体を支持する支柱」であるため、それなくしては社会は存立しえない。すなわち、「たがいに害をあたえ侵害しようと、いつでも待ちかまえる人びとのあいだには、[社会は] 存立しえない」のである。³⁴

かりに慈恵の諸行為が相互に提供されず、しかし不正義が横行するわけではないという社会があるとすれば、それは一体どういう社会なのであろうか。スミスは、それを商業社会と捉えていたと考えられる。スミスはつぎのように述べている。

必要な援助が、そのように寛容で利害関心のない諸動機から提供されないにしても、また、その社会のさまざまな成員のあいだに、相互の愛情と愛着がないにしても、その社会は、幸福さと快適さは劣るけれども、必然的に解体することはないだろう。社会は、さまざまな人びとのあいだで、さまざまな商人のあいだでのように、その効用についての感覚から、相互の愛情または愛着がなにもなくても、存立しうる。そして、そのなかのだれひとりとして、たがいになにも責務感を感じないか、たがいに感謝でむすばれていないとしても、それは世話を、ある一致した評価にもとづいて損得勘定で交換することによって、いぜんとして維持されうるのである。³⁵

いま、AとBの二人がいて、互いに見知らぬもの同士と想定しよう。Aがもっている「世話 (good offices)」はBにとって有用であり、またBのもっている「世話」がAにとって有用

³⁰ スミス[1759=2003]III.6.9,(上):367.

³¹ スミス[1759=2003]III.6.10,(上):367.

³² スミス[1759=2003]II.ii.3.4,(上):224.

³³ スミス[1759=2003]II.ii.3.1,(上):222.

³⁴ スミス[1759=2003]II.ii.3.3,(上):223.

³⁵ スミス[1759=2003]II.ii.3.2,(上):222-23.

であると仮定しよう。その場合、AとBとがその「世話」を交換するには、どのような条件とプロセスが必要となるであろうか。一つは、両者とも交換性向をもつこと、つまり自分にとっての余剰を自分が必要とするものと交換する性向を本来的もっていることが条件として挙げられる。また、互いに見知らぬ同士でありながらも、交換にあたっては偽計や詐欺などは謀らないこと、つまり交換の上での正義が守られることが必要な条件となろう。さらにA（またはB）はB（またはA）の必要を理解するとともに、自分の必要について相手に伝え、そのうえで双方が満足いく比率で交換すべく平等な立場で交渉するプロセスが必要となる。AとBという二人の間の交換関係の成立には、これらの条件やプロセスが必要となる。この二人の交換関係は二人だけに留まるものではなく、C、D、E……というn人の間の交換関係へと拡大していく。そのいずれの交換関係にあっても、人びとの交換性向の存在、交換的正義の遵守、平等な立場での交渉プロセスがあれば、かりに人びとの間で「慈恵の諸行為」が提供されなくとも、社会は存続し、その秩序は守られるのである。すべての人びとがあたかも「商人」であるかのように、全面的な交換関係によって覆いつくされた社会とは、まさに商業社会と呼ぶにふさわしいであろう。³⁶ その社会は人びとの契約にもとづいて構築されるものとしてではなく、人間の自然本性と同感にもとづく正義の遵守があれば秩序だって維持されていくものとして把握されているのである。

5. 考察

以上の検討から、つぎのことが明らかになったといえる。

第一に、社会契約論は、一言でいって、社会の構築論として理解することができる。その代表者であるロックによれば、それぞれの個人は固有の権利としてのプロパティをもつ。このプロパティの保全のため、個人が自然状態において有する「自然の権力」（防衛権と処罰権）を立法府に委託することで、政治社会が成立する。立法府がその委託に十分応えない場合は、立法府の改変、つまり政治革命が正当化される。ここでは、政治的な社会はプロパティをもつ個人の合意によって作られ、場合によっては作り直されるものと考えられているのである。

社会が個人によって作られるという考え方の革新性は、近代以前の社会と比較するとききわだつ。前近代のヨーロッパにあつては、個人は共同体のなかに埋め込まれてあつた。共同体内におけるそれぞれの役割はあらかじめ決められており、しかもそれらは臣従関係、寵遇関係、隷属関係といった何本もの鎖状につながつた、階層秩序的な相互補完関係のなかに位置づけられていた。³⁷ 前近代から近代への移行は、これらの紐帯から解き放たれた、固有の存在としての平等な個人概念の確立をともなっていた。そのような個人から社会をいかに構築できるのか、これがロックに代表される社会契約論の基本的な構図であつたといえる。

第二に、スコットランド啓蒙思想におおくを学んだスミスにとつても、社会は個人からなる。しかし、ヒュームと同じく、スミスも契約論に

³⁶ スミスは、『国富論』において、つぎのように述べている。「いったん分業が完全に確立してしまうと、人が自分自身の労働の生産物で充足できるのは、彼の欲求のうちのきわめてわずかな部分にすぎない。彼がその欲求の圧倒的大部分を充足するのは、彼自身の労働の生産物のうちで彼自身の消費を超える余剰分を、他人の労働の生産物のうちで彼が必要とする部分と交換することによってである。こうしてだれもが交換することによって生活するのであり、いいかえれば、ある程度商人になるのであり、社会そのものが商業的社会 (commercial society) と呼ぶのが当然なものとなるに至るのである」。スミス[1789=2000] Liv.I,(一): 51.いうまでもなく、スミスにあつては、分業が交換を生みだすのではなく、交換性向が分業を生みだす。同上、L.iii.I,(一): 43.

³⁷ テイラー [2004=2011]: 207.

よる社会構築論を斥ける。それは「原始契約」の存在証明の困難という理由だけではない。個人と社会のそれぞれの捉え方の違いが、また両者の関係の捉え方が違うからである。社会の構成員たる個人は、「余儀なく」社会の維持に駆りだされるものであり（ヒューム）、「正義」を遵守することで人間社会が「一瞬に崩壊して諸原子」化することを防ぐ義務を背負わされているものであった（スミス）。とくにスミスにあっては、正義をふくむ「一般的諸規則」は同感という人間の本源的能力にもとづいて形成されるとしていた。翻つていえば、そもそも「同感」は自分以外の人間を前提とする、ないしく他者>を内に含んだ概念であり、同感をもとに一般的諸規則を形成するということが、個人が社会において社会人となるということの意味する。ここでは個人は社会を作り上げるものとしてではなく、社会に適合していくものとして捉えられているのである。³⁸

それでは個人が適合すべき社会それ自体は、スミスの場合、どのように形成されるのであろうか。スミスにあっては、個人を媒介に社会の形成が説かれるが、それはロックのように固有の権利であるプロパティを保全するために契約によって社会＝政治社会（civil society）の成立を説こうとするものではない。すでに見てきたように、人びとの交換性向の存在、交換的正義の遵守、平等な立場での交渉プロセスがあれば、社会は存続し、その秩序は守られる。すべての人びとがあたかも「商人」であるかのように振舞う社会、つまり商業社会（commercial

society）をもって社会の形成を説いているのである。

第三に、かくしてロックからスミスへの流れは、政治社会から商業社会への社会概念の転位とみなすことができよう。しかし、この転位が意味することは何であろうか。

「退出」と「発言」で著名なハーシュマンは、情念（栄光、征服、支配の衝動などを含む）と利益との対抗関係を考察した著書のなかでアダム・スミスを取りあげ、スミスがそれまで利益追求がもっていた情念の調教師としての役割、またその結果である政治的秩序と社会生活の安寧に果たす効果に期待を寄せる論調（モンテスキューやジェームズ・スチュアート）を覆し、情念と利益との2項対立の図式を一元化したと論じている。すなわち、経済的利益の衝動（自己愛）は他者からの尊敬をえたいという欲望（自尊心）の手段となるが、まさにそのことによって非経済的衝動はすべて経済的衝動へと流れ込み、後者を補強することになるという。³⁹ ハーシュマンは、スミスが自尊心は自己愛によって満たせると論じることで、利益と情念との同義語化を果たし、またそれによって自己利益追求の政治的影響を自己利益追及の経済的正当化へと転回させたと論じる。⁴⁰ かくして、ハーシュマンは、スミスが人間の情念を経済的利害に帰させたことで政治的課題を蔑ろにしたこと、あるいは少なくとも経済から政治的課題を排除する道を切り拓いたとして批判的である。⁴¹

他方、スミスがおこなった政治社会から商業社会への社会概念の転位について積極的に評価

³⁸ スミスによる、つぎのような人間と社会の関係表現に注意されたい。「自然は、人間を社会的に形づくったとき、かれにたいして、かれの兄弟たちを喜ばせたいという本源的な欲求と、かれらに不快感をあたえることへの嫌悪とを、授けた。……しかし、かれの兄弟たちの明確な是認についてのこの欲求、明確な否認へのこの嫌悪は、それだけではかれを、そのためにかれがつくられた社会に適した (fit) もとはしなかっただろう。」スミス[1759=2003] III.2.6-7,(上) : 381-82. 波線は引用者補。

³⁹ ハーシュマン [1977=1985] : 109-110. ハーシュマンが取りあげた思想家が生きた時代は資本主義が勃興する以前までであった。その後の資本主義の展開とそれに関する識者の見解のフォローと位置づけについては、Hirschman [1982]を参照のこと。

⁴⁰ ハーシュマン [1977=1985] : 100,110.

⁴¹ たとえば、ハーシュマンはつぎのように指摘する。「利益を追求する人はいつまでも人畜無害であるという考えが決定的に棄り去られたのは、資本主義発展の全貌が明らかになった時点においてであった。十九世紀から二十世紀

するのは、ロザンヴァロンである。かれは、スミスをつぎの2点で評価する。第一に、古典的政治学が解決できなかった国内平和と諸国間の平和の同時両立を、権力の論理ではなく商業・貿易の論理で解き明かせることを示した点である。スミスは、国民という政治的概念を市場という経済的概念に溶けこますことで、この論理を完成させた。⁴² 第二に、市場概念によって、社会契約における服従義務の根拠についての難題を解決した。市場メカニズムが契約の相互義務にとって代わることで、たとえ立法者がいなくとも社会的秩序が維持される方法があることを示したのである。⁴³ かくして、ロザンヴァロンによれば、スミスは「経済的生活と道徳哲学の一致を哲学的に思考することによって、社会を経済的なものにまで拡大した人物なのである」。⁴⁴

ハーシュマンとロザンヴァロンは、スミス評価において対極的な立場にたつ。ハーシュマンは、スミスが政治社会を経済に一元化することで学体系的な体系として経済学を確立する道を拓いたとする。他方、ロザンヴァロンは、一人ひとりが他のすべての人びととつながり依存しあう関係を「世話」の交換によって形成し、かつそれが自律的に社会秩序を維持できることをスミスは明らかにしたとする。

ここでは、両者のスミス評価の違いを確認するとどめるよう。⁴⁵ ただ、筆者の問題関心

——社会における組織の位置づけ——からいえば、政治社会から商業社会への転位によってすくなくとも組織を社会に位置づける可能性が拓かれたといえよう。ロックが説く政治社会において意思決定単位はあくまで個人であり、既述のようにその個人個人がみずからの「自然の権力」（防衛権と処罰権）を委託することで政治社会が成立する。付託される側の立法府も政治社会の結成に同意した個人によって選ばれ（代表制）、委託者の意に反した場合には更迭される（民主制）。⁴⁶ さらに、ロックは課税についても、「立法部は、国民が、自ら、あるいはその代表者によって同意を与えない限り、彼らの所有権に対して課税してはならない」（§ 142：465）と述べる。「国民が……同意を与えない限り、…[立法部が]課税してはならない」のはあくまでも国民（the People）一人ひとりの財産に対してであり、ここでも納税は個人が担うべきものと考えられているのである。社会結成のための契約、代表制と民主制、それに納税という政治社会を貫いている論理は、まさに個人主義である。ここにあつては、人びとの協働体系としての組織が登場する余地はない。今日の世界で普通にみられる法人企業による納税行為などは、ロックにとって驚天動地の出来事であろう。代表を選ぶ権利なくして納税の義務なしとすれば、納税する企業ははたしてみずからの代表を選ぶ権利をもつのだろうか、と。⁴⁷

にかけての経済成長が何百万もの人々を根無し草にし、若干の者を豊かにする一方で、幾多の集団を貧しくし、周期的に訪れる不況期には大規模な失業を引き起こし、近代的大衆社会を生み出した時、多くの観察者の目に明らかになったのは、こうした暴力的な変容にさらされた人々が時として情念に身を任せる——激しく怒り、恐れ、憤激する——ことだった。」ハーシュマン [1977=1985]：126。経済的人間の自己利益追求への埋没、相互的無関心の瀰漫によって、大衆の情念に身を任せた結果がファシズムの発生であったというニュアンスが汲みとれよう。ちなみにハーシュマンは、ナチスに追われてアメリカに亡命を余儀なくされた一人であった。

⁴² ロザンヴァロン [1989=1990]：60-61。

⁴³ ロザンヴァロン [1989=1990]：62-63

⁴⁴ ロザンヴァロン [1989=1990]：78。波線は引用者補。

⁴⁵ デュピュイによれば、ハーシュマンのスミス評価は、「アダム・スミス問題」（『道徳感情論』の同感と『国富論』の自己利益というキー概念の対立ないし移行問題）によってバイアスがかけられているという。デュピュイ [1992=2003]：100-102, 131-133。

⁴⁶ 「ただ国民（the People）だけが、立法部を設立し、それが誰の手に委ねられるべきかを指定することによって、政治的共同体（Commonwealth）の形態を定めることができる。」ロック [1690=2010] § 141：464。

⁴⁷ クリントン政権のもとで労働長官を務めたロバート・ライシュが法人税の撤廃を唱えているのは民主主義社会における個人の復権を願つてのことであるが、それはロックの課税説——ロックの政治思想はアメリカの独立戦争に多大な影響をあたえた——にまで遡ることができる。ライシュの主張について詳しくは後藤 [2010b] を参照のこと。

6. おわりに

それでは、スミスのいう商業社会において、協働体系としての組織はその位置づけをあたえられるのであろうか。さきほど、政治社会から商業社会への転位によってすくなくとも組織を社会に位置づける可能性が拓かれたと述べた。というのも周知のように、スミスは『国富論』のなかで、ピン製造に関する分業の利益を述べているからである。この分業による利益は、まさしく人びとの協働体系としての組織がもたらす利益と考えられる。⁴⁸ しかし他方で、スミスは同じ書で人間の「取引し、交換し、交易する性向」は全体的な利益を志向するのではなく、自己の利益を追求するものであるとも述べている。⁴⁹ 人間の重要な性向の一つとされる交換性向はあくまでも人間本性に関わる範疇として提示されている以上、これをそのまま協働体系としての組織に適用することは可能なのかという問題ある。⁵⁰ 商業社会における組織の位置づけにはなお検討すべき課題がある。

「1. 問題の所在」でも述べたように、ドラッカーは、商業社会から産業社会への移行にともなつて、働く人々の社会における位置と役割が失われたと指摘した。前近代の社会における位置と役割は、近代にはいつてあらかじめ決められたというよりも、たまたまそれらが与えられるという意味で偶然的なものとなった。しかし、商業社会でのその位置と役割への精進が人びとに安寧と幸福を与えたとすれば、それは組織なるものがいまだ社会の周辺的な部位を占めるにすぎなかったためなのであろうか。商業社会から産業社会への移行が同時に組織の時代であり、組織が社会の中心的部分を占めるにいたったことが、ドラッカーのいう、働くものの位置と役割の消失に連なっているのであろうか。商業

社会そして産業社会における組織の位置づけは残された課題である。

参考文献一覧

- バーナード, C・I (Barnard, Chester I. 山本安次郎+田杉競+飯野春樹訳) [1938=1968] 『新訳 経営者の役割』ダイヤモンド社
- カスティリオーネ, ダリオ (Castiglione, Dario) [1994=1997] 「歴史・理性・経験 ヒュームの契約論批判の論拠」D・パウワア+P・ケリー編 (鮫島昇蔵・佐藤正志ほか訳) 『社会契約論の系譜 ホップズからロールズまで』ナカニシヤ出版所収、130-153.
- 堂目 卓生 [2008] 『アダム・スミス』中公新書 1936
- ドラッカー, P・F (Drucker, Peter F. 上田惇生訳) [1943=1998] 『産業人の未来』ダイヤモンド社
- デュピュイ, ジャン=ピエール (Dupuy, Jean-Pierre. 米山親能+泉谷安規訳) [1992=2003] 『犠牲と欲望 自由主義社会にける正義の問題』法政大学出版局
- 後藤 伸 [2010 a] 「組織能力とマネジメント——アメリカ大企業体制とドラッカーの洞察——」後藤 伸編著『知識社会におけるマネジメント——P・F・ドラッカーに学ぶ——』神奈川大学国際経営研究所、89-107.
- 後藤 伸 [2010 b] 「グローバリゼーション下の市民社会と企業——ライシュの『暴走する資本主義』を手掛かりとして——」『国際経営論集』(神奈川大学) 第39巻、249-258.
- Green, T.H. and T.H. Grose (eds.) [reprint in 1882=1964], *Essays. Moral, Political, and Literary by David Hume, 2 vols.*, Scientia Verlag Aalen:Germany
- ハーシュマン, A・O (Hirschman, Albert O. 佐々木毅+旦祐介訳) [1977=1985] 『情念の政治経済学』法政大学出版局
- Hirschman, Albert O. [1982], 'Rival Interpretations of Market Society: Civilizing, Destructive,

⁴⁸ スミス [1789=2000] I,i.3,(—): 24-26.

⁴⁹ スミス [1789=2000] I,ii.2,(—): 38-39.

⁵⁰ のちの時代の経済学のテキストのように、個人も組織も効用なり利益なりを最大化するという一元的な行動基準が適用できるのであれば、わざわざ個人と組織とを分けて考える必要もない。もちろん、スミスは自己利益の最大化を人間の行動基準と想定していない。

- or Feeble?', *Journal of Economic Literature*, vol.20, issue 4, 1463-1484.
- ヒューム, デーヴィッド (Hume, David. 小松茂夫訳) [1748=1982] 『市民の国について (上・下)』岩波文庫 (第2刷改定)
- ロック, ジョン (Locke, John. 加藤節訳) [1690=2010] 『完訳 統治二論』岩波文庫
- 松下 圭一[1987] 『ロック「市民政府論」を読む』岩波書店 (セミナーブック22)
- 村上 泰亮[1992] 『反古典の政治経済学 (上・下)』中央公論社
- ロールズ, ジョン (Rawls, John. 斎藤純一ほか訳) [2007=2011] 『ロールズ政治哲学史講義 I』岩波書店
- ロザンヴァロン, ピエール (Rosanvallon, Pierre. 長谷俊雄訳) [1989=1990] 『ユートピア的資本主義——市場思想から見た近代——』国文社
- スミス, アダム (Smith, Adam. 水田洋訳) [1759=2003] 『道徳感情論 (上・下)』岩波文庫
- スミス, アダム (水田洋訳) [c.1763=2005] 『法学講義』岩波文庫
- スミス, アダム (水田洋訳) [1789=2000, 第5版] 『国富論 (一)』岩波文庫
- テイラー, チャールズ (Taylor, Charles. 上野成利訳) [2004=2011] 『近代——想像された社会の系譜』岩波書店
- 植村 邦彦 [2010] 『市民社会とは何か 基本概念の系譜』平凡社新書559
- ウォルドロン, ジェレミー (Waldron, Jeremy) [1994=1997] 「ジョン・ロック 社会契約論と政治人類学との対抗」D・バウワァ+P・ケリー編 (鮫島昇蔵・佐藤正志ほか訳) 『社会契約論の系譜 ホッブズからロールズまで』ナカニシヤ出版所収、70-98.